

日本製紙グループ

ソーシャルメディア公式アカウント運用規則

ソーシャルメディアを利用して発信した情報は、全世界で急速に拡散する可能性があり、かつ、完全に削除することが極めて困難である。このようなソーシャルメディアの特性や社会に対する影響についての理解を促し、日本製紙グループ行動憲章および日本製紙グループ各社の行動規範における情報管理の実効性を確保するために本規則を制定する。

(目的)

第1条 本規則は、日本製紙グループ各社においてソーシャルメディア公式アカウントを取得・運用する場合に、その手順や責任、遵守すべき事項を定め、ソーシャルメディアを通じた情報発信等による企業リスクを軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則における用語の定義は、次の通り定める。

- ① 「ソーシャルメディア」とは、オンライン上で多数の人々や組織が情報を発信・交換する仕組みをいい、代表的なものとして、通販サイトのカスタマーレビューや2ちゃんねる、YouTube 或いはSkype、フェイスブック、ミクシィ、Twitter、LINE等がある。
- ② 「日本製紙」とは、日本製紙株式会社をいう。
- ③ 「本規則適用子会社」とは、別紙に掲げる日本製紙の連結子会社をいう。
- ④ 「日本製紙グループ各社」とは、日本製紙および本規則適用子会社のそれぞれの会社をいう。
- ⑤ 「従業員等」とは、日本製紙グループ各社の役員、従業員（嘱託社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトを含む）をいう。
- ⑥ 「ソーシャルメディア公式アカウント」とは、第2条①に定義する「ソーシャルメディア」における、日本製紙グループ各社が会社情報を発信するために登録・取得した利用者権限（アカウント）をいう。
- ⑦ 「運用担当者」とは、日本製紙グループ各社のソーシャルメディア公式アカウントを使って情報発信等を行う、日本製紙グループ各社の従業員等をいう。

(適用対象)

第3条 本規則は日本製紙グループ各社に適用される。

(ソーシャルメディア公式アカウントの取得・利用停止)

- 第4条 日本製紙グループ各社において、当該部門の部門長が業務上必要と判断した場合は、事前に当該会社CSR担当部を経由して日本製紙CSR部に書面（書式1）で申請し、承認を得た上で、ソーシャルメディア公式アカウントを当該部門で取得することができる。ただし、取得に関わる費用は当該会社の負担とする。
- 2 日本製紙グループ各社において、ソーシャルメディア公式アカウントの利用を停止した場合、当該部門長は、当該会社CSR担当部および日本製紙CSR部に速やかに書面（書式1）をもってその事実を連絡する。
 - 3 当該部門からの取得・利用停止連絡後、日本製紙CSR部は、関係部に速やかに連絡する。

- 4 ソーシャルメディア公式アカウントを利用して情報発信を行わないことが明らかになった場合、当該部門の運用担当者は、当該ソーシャルメディア公式アカウントの利用停止を伝える最終の情報発信を行わなければならない。

(情報発信等における責任)

第5条 ソーシャルメディア公式アカウントを利用して情報発信等を行う場合は、当該部門の部門長がその内容について責任を負う。

(遵守事項)

第6条 運用担当者は、日本製紙グループ各社を代表していることを明確に自覚し、ソーシャルメディア公式アカウントを利用して情報発信を行う際には、次に掲げる事項を遵守する。

- ① 法令に違反しない。また、第三者の権利を侵害しない。
- ② 日本製紙グループ行動憲章、日本製紙グループ各社の行動規範、および就業規則等の社内規則・規定（ガイドライン・マニュアル等も含む）に従う。
- ③ 個人情報やプライバシーに関する情報、守秘義務のある情報、企業機密情報などの業務上知り得た情報を発信しない。
- ④ 上記①～③に関わらず、公序良俗に反する情報発信を行わない。
- ⑤ 日本製紙グループ各社において実施されるソーシャルメディアの利用に関する教育、および情報セキュリティに関する教育を受講する。
- ⑥ 運用担当者以外へのソーシャルメディア公式アカウントのパスワードの漏洩、忘失を防止する措置を講じる。
- ⑦ 情報の発信、訂正、削除に関する記録を残す。

(外部委託)

第7条 日本製紙グループ各社以外の外部業者にソーシャルメディア公式アカウントの運用を委託する場合は、本規則を遵守させる。

附 則

第1項 日本製紙グループ各社は、それぞれの定める規則承認の手続きを経て本規則を適用する。

第2項 本規則および別紙の改廃は、日本製紙CSR本部長またはその委任を受けた者が行う。

第3項 日本製紙において本規則および別紙を改廃した場合、日本製紙グループ各社においても改廃後の本規則および別紙が適用される。

第4項 本規則に定めがない事項については、必要に応じて、日本製紙グループ各社はそれぞれ協議し、別に細則、内規および要領等を定めることができる。なお、細則、内規および要領等を定めた場合は、速やかにその事実と内容について日本製紙CSR部に連絡する。

第5項 本規則に明らかに違反している場合は、日本製紙グループ各社は当該の従業員等に対し、それぞれの就業規則等に従って処分を科すことができる。

第6項 本規則は平成30年4月1日から施行する。

平成30年4月1日制定